

和解について

生駒市は、平成18年（行ウ）第7号生駒市用地取得差止請求住民訴訟事件について、下記のとおり裁判上の和解を奈良地方裁判所において成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方

(1) 原告

奈良県生駒市小明町437番地29

井立 廣 美

奈良県生駒市あすか野北2丁目3番7号

角 田 晃 一

奈良県生駒市ひかりが丘2丁目5番13号

新屋敷 光 誠

奈良県生駒市西旭ヶ丘16番54号

樋 口 稔

(2) 被告

奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長 山 下 真

2 和解の概要

(1) 原告らは、本件用地取得差止請求を放棄する。

(2) 利害関係人生駒市は、生駒市土地開発公社に本件土地取得の業務委託に

係る債務を弁済した後、関係者に対し、可及的速やかに損害賠償請求を行う。

(3) 原告ら、被告及び利害関係人生駒市は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が無いことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用及び和解費用のうち、原告らの支出した本件鑑定費用60万円（鑑定人澤野順彦に支払済みの鑑定費用の2分の1）は利害関係人生駒市の負担とし、その余の訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

平成19年6月8日提出

生駒市長 山下 真